

令和6年度 第3回 古賀市国民健康保険運営協議会 議事録 要旨

【会議の名称】 令和6年度 第3回 古賀市国民健康保険運営協議会

【日時・場所】 令和6年10月22日(火) 19:00～20:30
古賀市役所 第一庁舎4階 第2委員会室

【主な議題】 1. 国民健康保険の保健事業について
2. 令和5年度決算について
3. 国民健康保険税率の検討について

【傍聴者数】 0名

【出席委員】 8名
横田昌宏会長、芝尾郁恵会長代理、大岩久夫委員、森田正浩委員、
矢野洋子委員、中野恵里子委員、永嶋恵美委員、長崎恵子委員
欠席委員：藤井博文委員

【事務局】 6名
市民部長（柴田）、市民国保課長（長野）、国保係2名、
健康介護課健診指導係長（江野）、健康指導係1名

【配布資料】 ①古賀市国民健康保険保健事業について（資料1）
②令和5年度決算・国民健康保険税率の検討資料（資料2）

【会議の内容】

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 国民健康保険の保健事業について（資料1）

・健康介護課より資料説明

会長 資料1の資料について、国民健康保険では糖尿病の割合が5.02%と全国平均と変わらない数字だが、後期高齢者医療では急に増加している。何か特徴があるのか。

健康介護課 推測となる部分もあるが、国民健康保険世代である75歳未満に対する医療機関の取り組みにより病状の悪化を遅らせ、透析開始となる時期を先延ばしにできているためと思われる。

福岡県が行った調査結果によると、久山町を除く粕屋地区一市六町において、疾病の早期発見の結果、慢性腎臓病等の患者数は多い傾向にあるが、早期の治療によって、一人当たり医療費は県内市町村でも低いほうから10位以内に入っており、重症化予防の対策の成果が出ていると考えている。

(2) 令和5年度決算について（資料2）

・市民国保課長より資料説明

会長 令和5年度において歳入が当初予算を上回っていた。これは被保険者の所得が上がったという見方でよいか。

市民国保課長 決算が当初予算を上回っていたのは、当初の時点では見込んでいなかった約5,000万円の繰入金があったことによるもの。国民健康保険税だけを見ると決算が当初予算を下回っている。

(3) 国民健康保険税率の検討について（資料2）

・市民国保課長より資料説明

会長 例えば、改定案1では令和8年度の基金残高が1.17億円となる見込みだが、適切な国保財政運営のための基金であるのだから、もう少し基金を取り崩して被保険者の負担軽減を図ってよいのではないかと感じる。

委員 会長と同じ意見で、改定案1は少し極端な数字であると感じる。

委員 保険料率を県内統一する時期の期限はあるのか。

市民国保課長 令和8年度に統一に向けたロードマップが県から示される予定で、その中で具体的な時期についても言及されるものと考えている。

現時点では、保険料率の統一の前に市町村の納付金ベースの統一を目指している段階である。

会長 県や国は、保険料率統一のため税率改定を行う市町村に対し、激変緩和のための給付金等を支給するなどの予定はないのか。

市民国保課長 納付金ベースの統一では、これまで医療費が高い自治体は納付金も高かった。しかし、今後は医療費も県単位で考えるため、医療費が安いのに納付金が高い、という自治体も出てくる。その部分に対しては県が補助するという制度はある。さらに、保険料率の県内統一を行った県には国から補助する制度も始まりつつある。

会長 改定案の中で医療費分を扱っているのは改定案1と改定案2になっているが、医療費分は現状のままでも必要な金額を賄っているのではないか。

市民国保課長 医療分だけ見るとマイナスではないが、後期高齢者支援金分と介護納付金分は不足しており、今回の税率改定では後期高齢者支援金分と介護納付金分を中心に改定する案も今回の改定案3以降で示している。

また、全体を見ると県が示す標準税率とは差がある状況で、将来的には全体のバランスが整うよう改定していく必要があると考える。

会長 令和5年度の基金積立金だけ見ると決算で上振れしていたが、今後景気良くなり所得が上がれば基金の減りが少なくなることもあり得るのか。

市民国保課長 ご指摘のとおり。ただし、直近のデータは新型コロナウイルスによる影響が出ていた時期であり、そのデータを今後の参考にはしにくい部分はある。

委員 国保世帯の中で、年金受給者以外の確定申告をしている人の割合は分かるか。

年金の支給額は下がっていく中で、せめて自営業の方の所得が上がっていけば税収も安定するだろうが、低所得の方が国保税の増額に苦しむようなことがないようにしたい。

市民国保課長 現時点で正確なデータがあるわけではないが、事業所得がある人は多くはない。若年者層は特に無職者が多く、むしろ年金所得者に支えられている状況ともいえる。

会長 低所得者への2割、5割、7割の国保税の軽減制度もあり、例えば年間10,000円の増税となった場合でも7割軽減世帯であれば被保険者としては3,000円の増額に抑えることができるため、保険税を増額しても低所得者世帯への負担軽減はある程度図ることができると考えられる。

会長 今後の検討のため、改定案1～9の中から候補を絞りたいと考えるがどうか。

委員 改定案4あたりが妥当ではないか。

委員 国保財政を考慮すると、改定案3または4が良いと思われる。

委員 後期高齢者医療の自己負担金額は「1割又は3割負担」だったが、令和5年度から2割負担が加わった。後期高齢者の人口は増加するが、今後、後期高齢者支援金分は減額される可能性があるか。

市民国保課長 後期高齢者支援金分は今後も増えるのではないかと考えている。国民健康保険の被保険者は減少し続けているため一人あたりの負担額はより増える可能性がある。

会長 医療分は据え置き、後期高齢者支援金分と介護納付金分を改定す

る場合は改定案3～6が該当する。

改定案3を採用すると令和9年度の基金残高が1.9億円となり、改定案6だと基金残高が1.02億円となる。この範囲内で次回以降協議を進めていきたい。

委員 例えば、改定案3と4の間等、それぞれの改定案の間の金額でさらに詳細なシミュレーションをすることは可能か。

市民国保課長 可能である。

会長 保険料率の県内統一まではまだ10年ほどある見込み。一気に標準税率へ近づける必要はないが、基金残高を確認しながらできるだけ改定幅を押さえて調整していく必要がある。

委員 一人世帯で年金収入のみである場合の国保税の支払い方法はどのようになっているか。また、国保税を支払った後、生活費はどの程度残るか。

市民国保課長 65歳以上の被保険者は、国保税と介護保険料を原則として年金天引きで納める。ただし、年金天引きを開始する要件の中に「特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国保税と介護保険料の合計が年金の2分の1を超えないこと」というものがあり、年金支給額の半分以上を国保税と介護保険料が占めることのないような制度となっている。

国保税を支払った後の生活費については個々の事情にもよるが、一時的な生活困窮であれば国保税の減免相談や納付相談を窓口で受け付けているほか、年金天引きを中止し口座引き落としに切り替える案内を行っている。

委員 生活困窮者の中には、生活保護などの福祉に頼らず食費を削るなどして税の支払いをする人もいる。今回の国保税の引き上げがこうした生活困窮者をさらに追い込むことのないよう配慮してほしい。

会長 そのような方がいる場合、生活保護以外にも給付金や貸付制度などの支援制度もあるため、市の福祉担当課や社会福祉協議会にぜひ相談してほしい。

会長 これまでの意見から、今回は改定案の3～6をもう少し細かい金額でシミュレーションしたものから、具体的な税率改定案を絞り込みたいがよろしいか。

(各委員異論なし)

市民国保課長 県から12月に令和7年度分の納付金の仮算定額が示され、1月上旬には確定額が示される予定。次回協議会の資料は、仮算定額が示された後に速やかに送付させていただく。

4. その他

- ・議事録署名委員は、会長から永嶋委員を指名。

5. 閉会